

強姦罪見直しに係る論点ごとの現状と検討の方向性

東洋学園大学 宮園久栄

はじめに

わが国の強姦罪の問題を理解するために

- 諸外国の比較を通して我が国の強姦罪の抱える問題点を明らかにしたい
- 強姦罪をめぐる実態把握を通してどんな問題があるのか顕在化したい

本日取り上げたいいくつかの論点

- 構成要件の見直し
- 法定刑の引上げ
- 強姦罪の非親告罪化
- 性交同意年齢
- 親など子どもを保護すべき者からの性行為の加重処罰について

2004年改正の内容

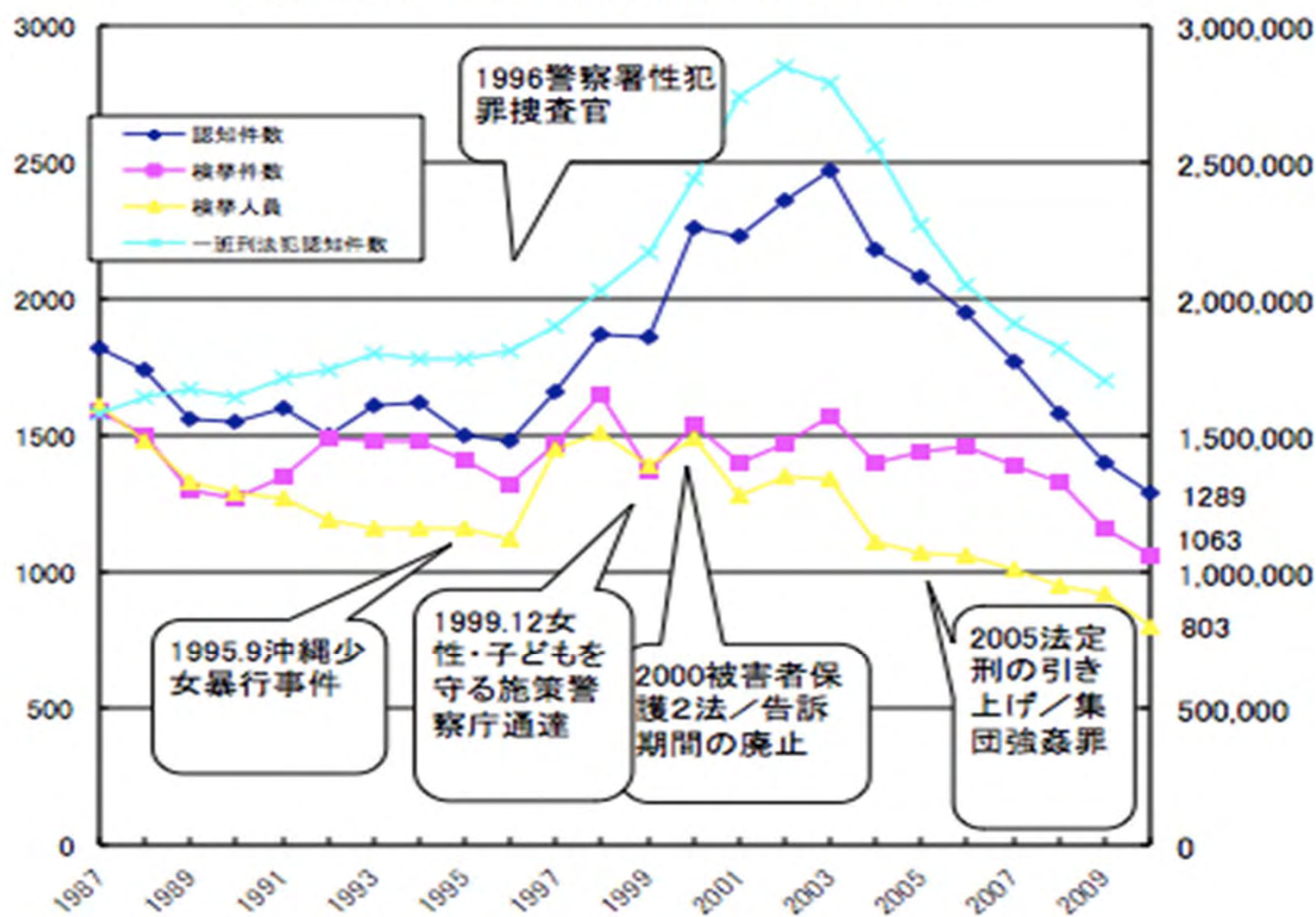
凶悪・重大犯罪に関する刑法の一部改正の内容		
	改正前	改正後
強姦(準強姦)	2年以上の懲役	3年以上の懲役
集団強姦 (集団準強姦)	規定無し	新設。4年以上の懲役
強姦致死傷 (準強姦致死傷)	無期または3年以上の懲役	無期又は5年以上の懲役
集団強姦致死傷 (集団準強姦致死傷)	規定無し	新設。無期または6年以上の懲役
強制わいせつ (準強制わいせつ)	6月以上7年以下の懲役	6月以上10年以下の懲役
強制わいせつ致死傷 (準強制わいせつ致死傷)	無期または3年以上の懲役	無期または3年以上の懲役(変更なし)
強盗罪	5年以上の懲役	5年以上の懲役(変更なし)
強盗致死傷	無期または7年以上の懲役	無期または6年以上の懲役

法定刑の引き上げはなぜ必要か？

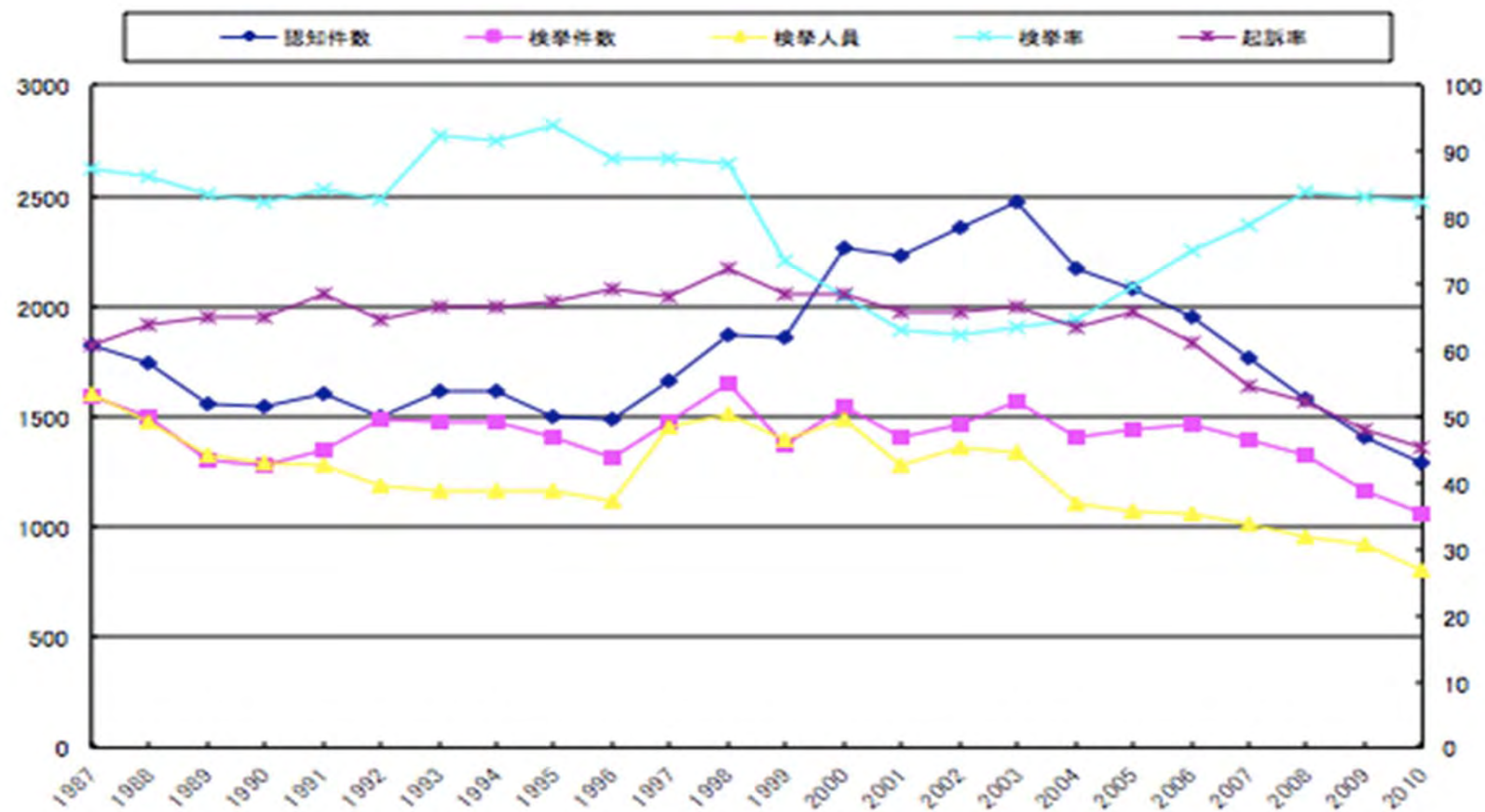
- 被害の重大性を考えると未だ刑罰は軽すぎる
- 強盗罪とのアンバランスは未だ解消していない

法定刑の引上げは、
被害重大性の評価に繋がるのか？

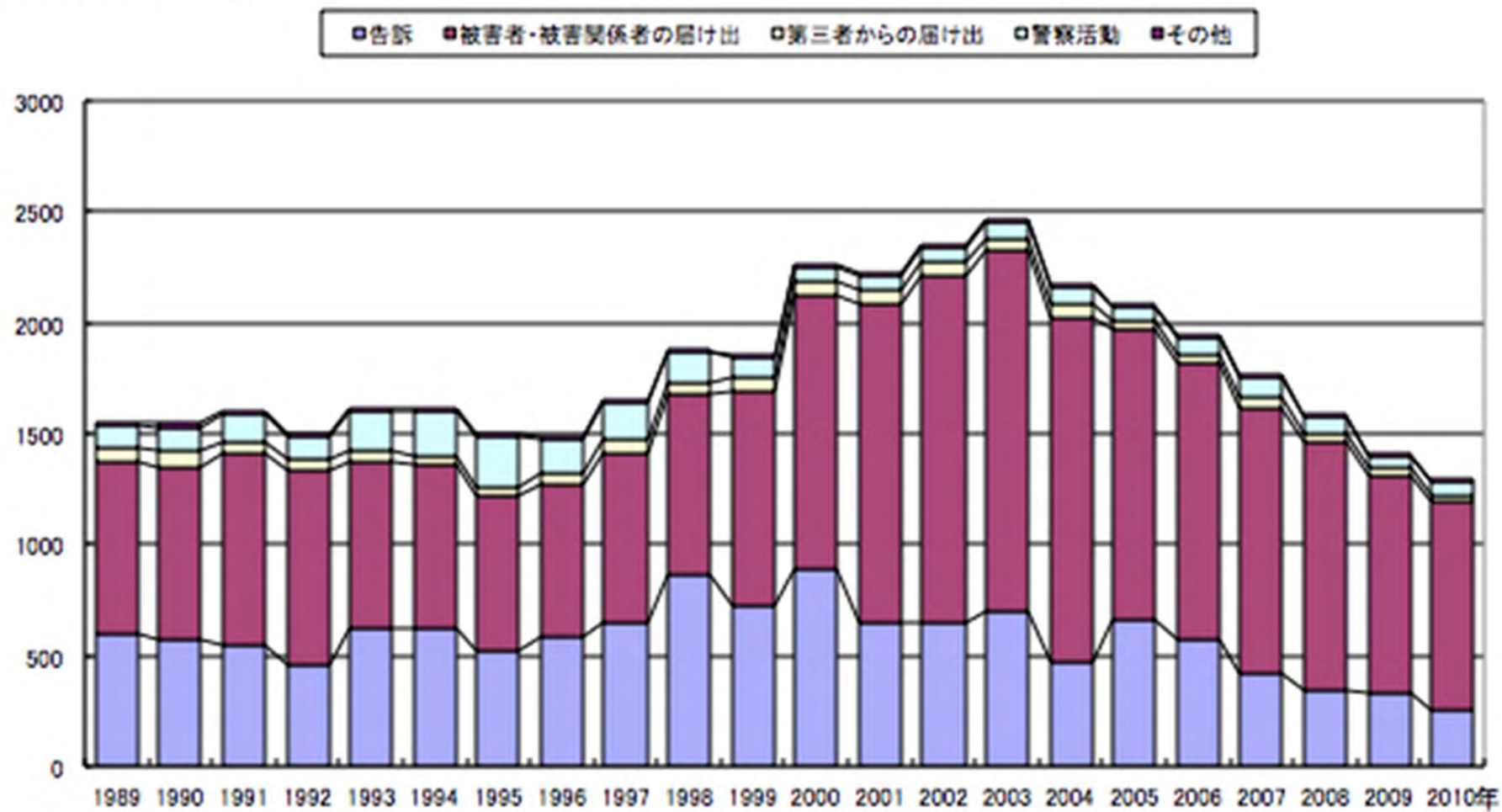
強姦罪認知件数、検挙件数、検挙人員



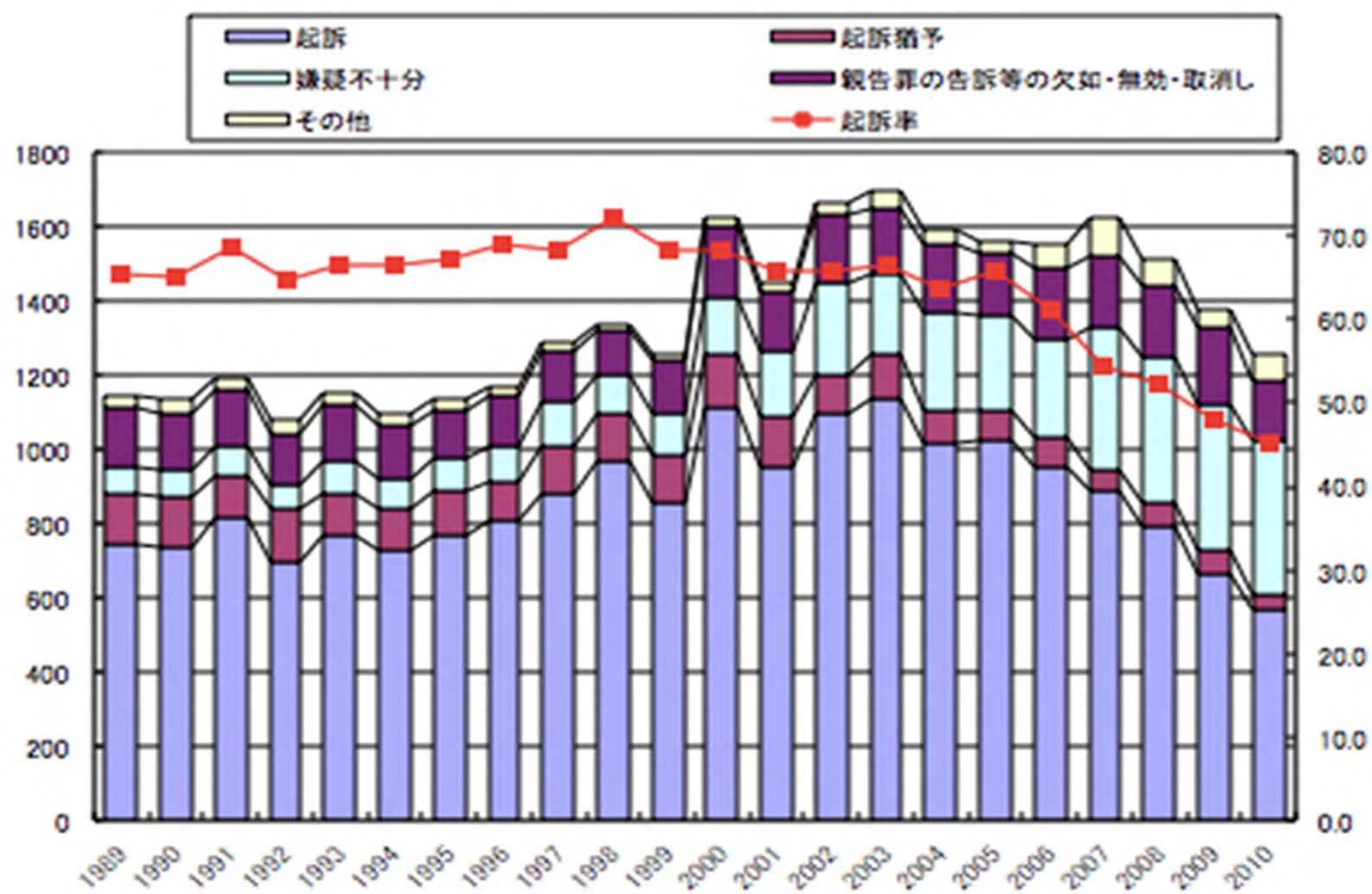
強姦罪の推移



強姦罪認知の端緒別

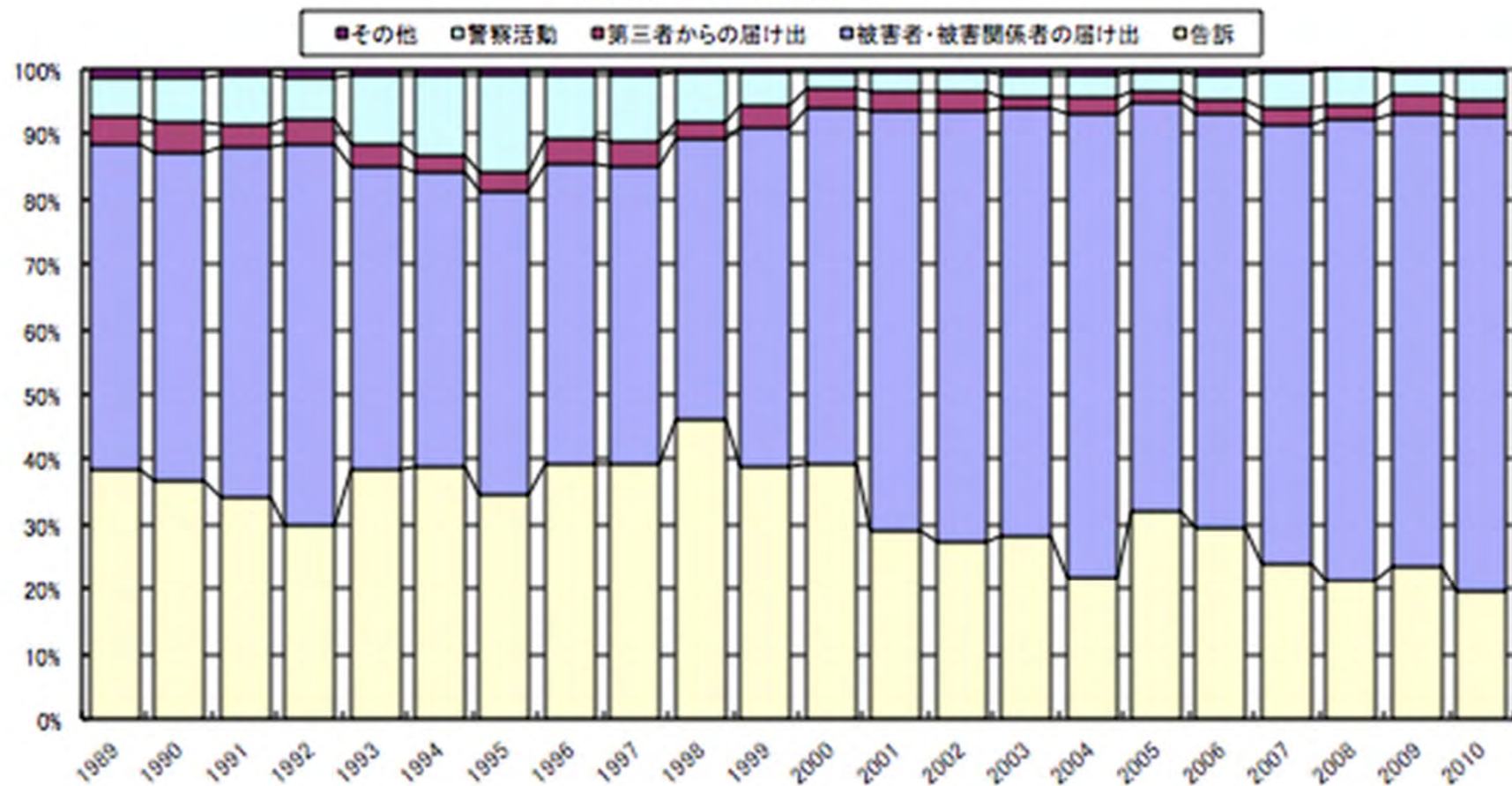


強姦罪起訴・不起訴理由別

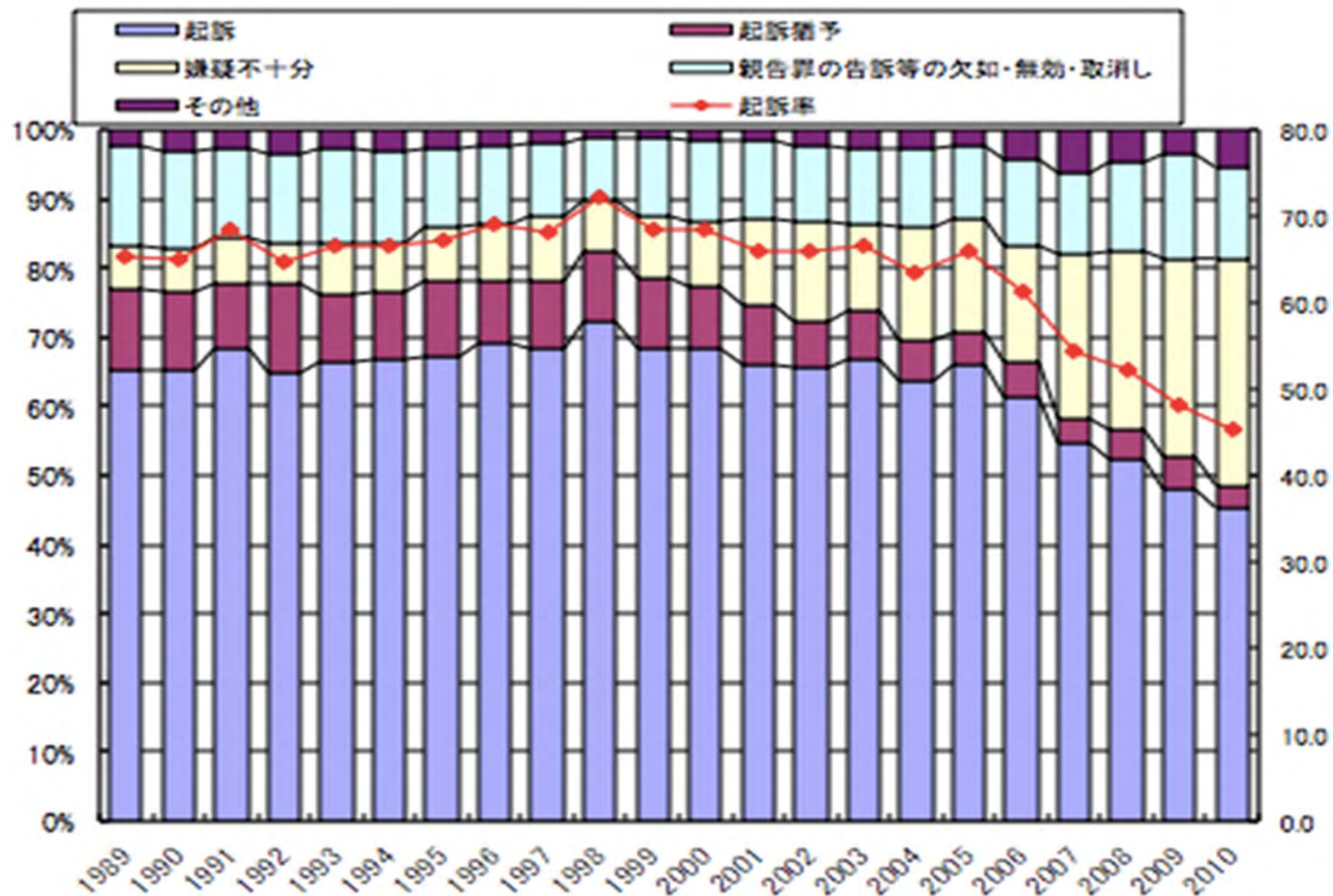


資料出所: 検察庁の統計より作成

強姦罪認知の端緒別

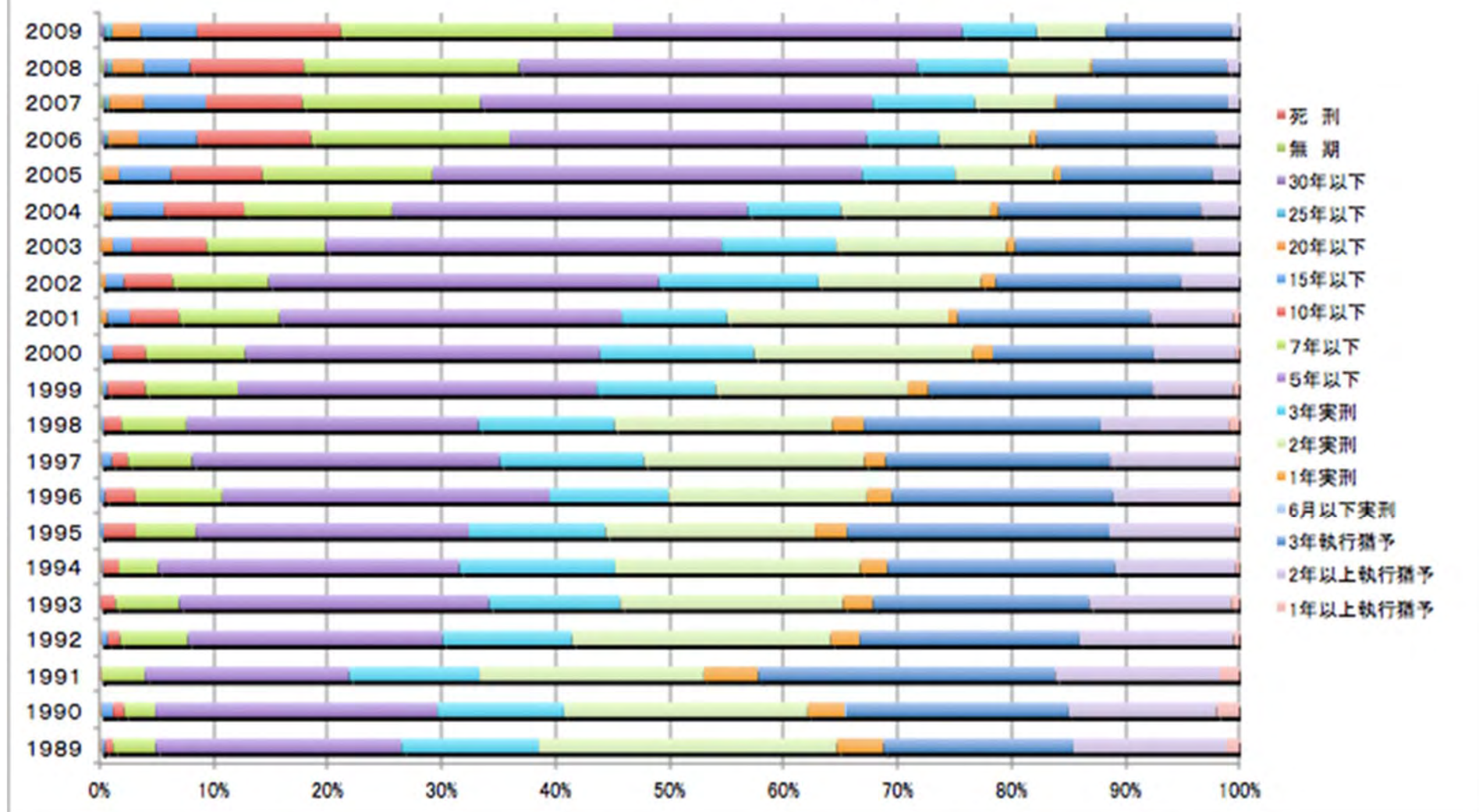


強姦罪起訴・不起訴理由別



出典: 検察統計年報より作成

強姦罪通常第一審科刑状況の推移



法定刑引き上げ後の変化 1

- 被害届を出す人の増加
- 検挙率の上昇
- 刑の長期化、実刑率の上昇など厳罰化傾向

法定刑引き上げ後の変化 2

一方・・・

- 嫌疑不十分の割合が増加
- 起訴率の低下

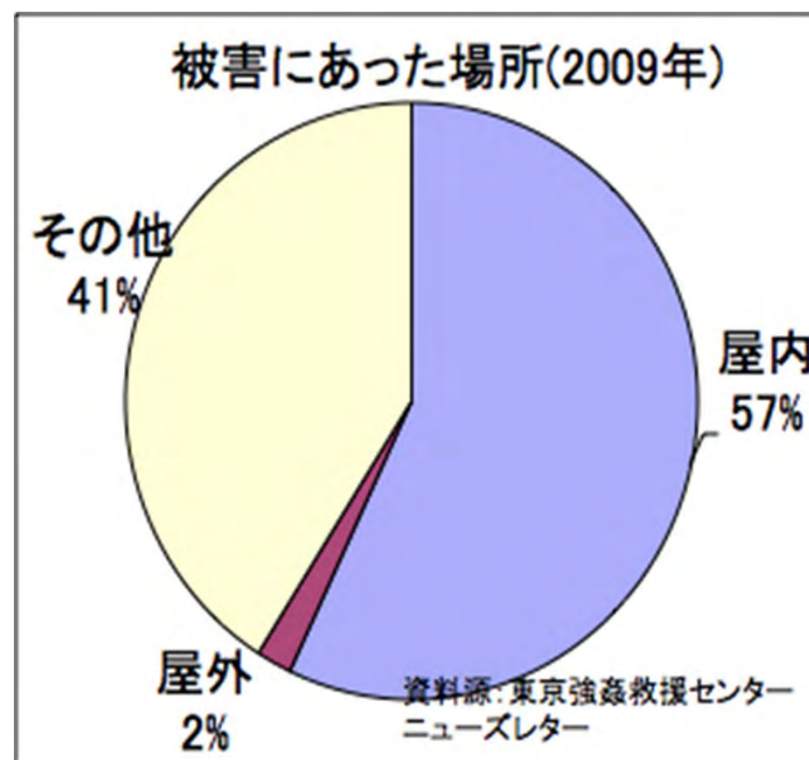
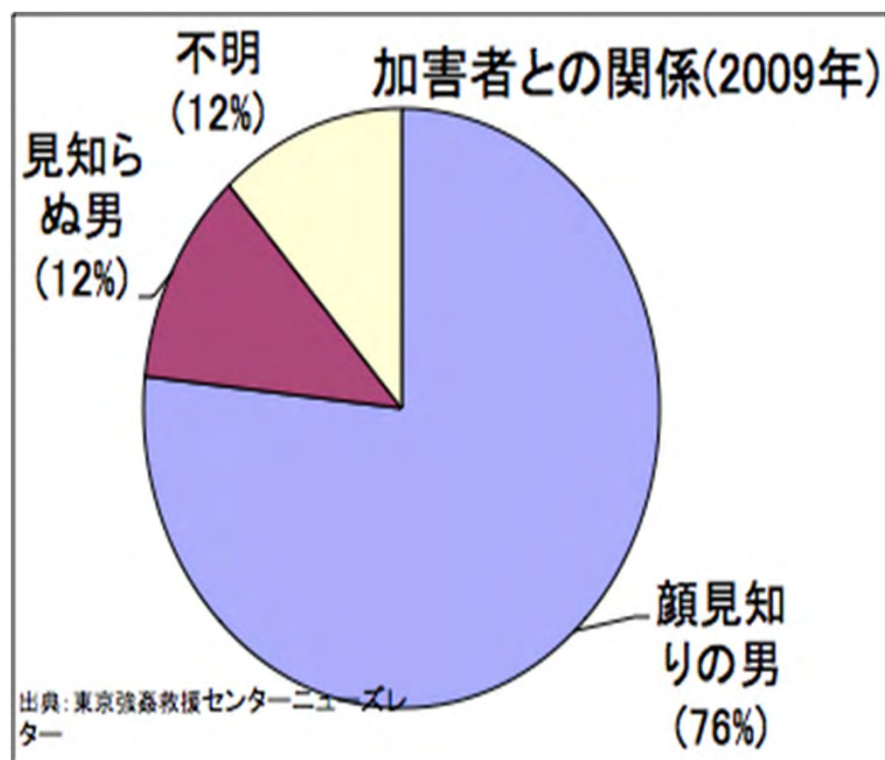


強姦の選別化

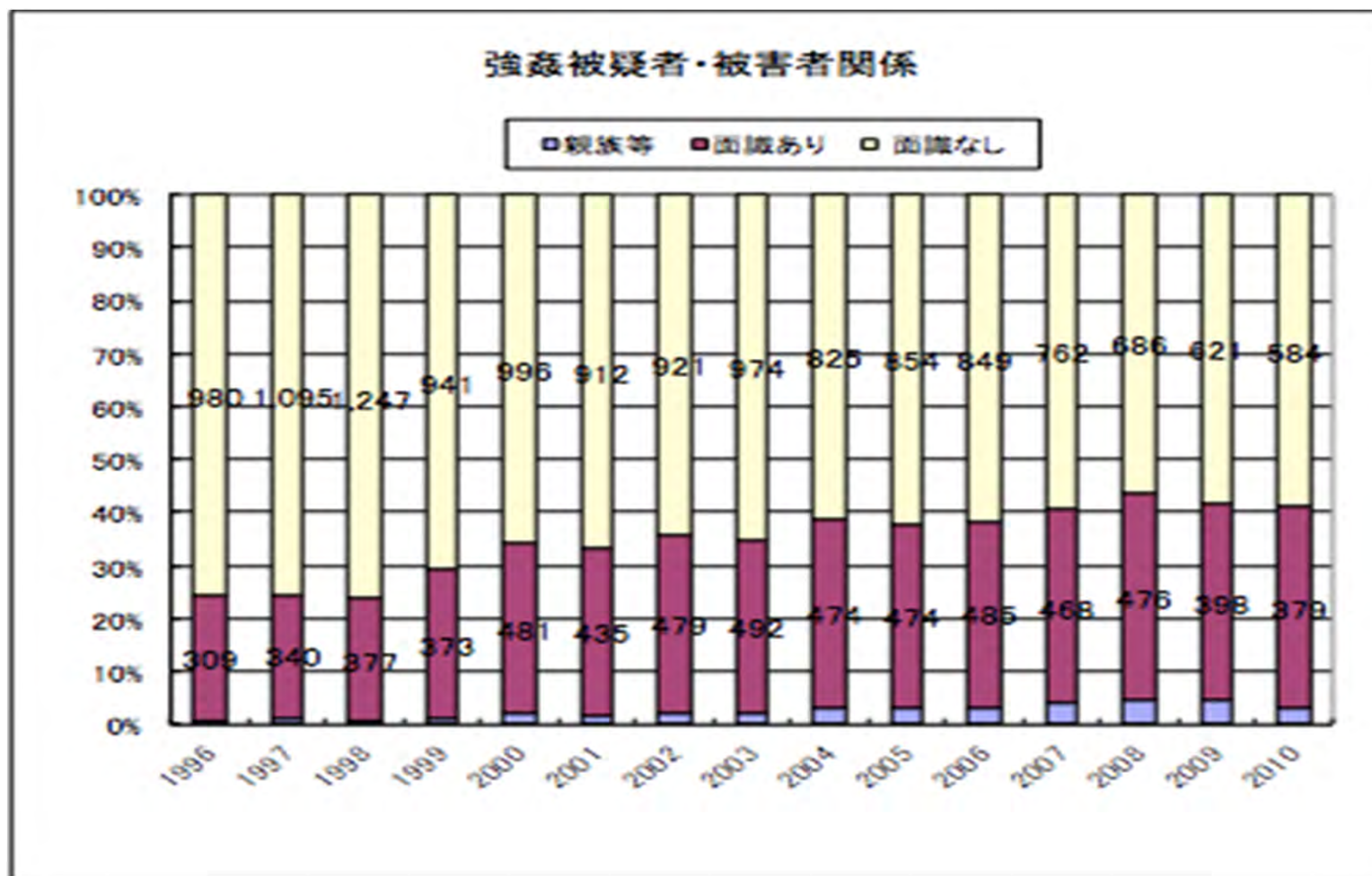
落ち度のないケース＝強姦

誰から、どこで

NGO



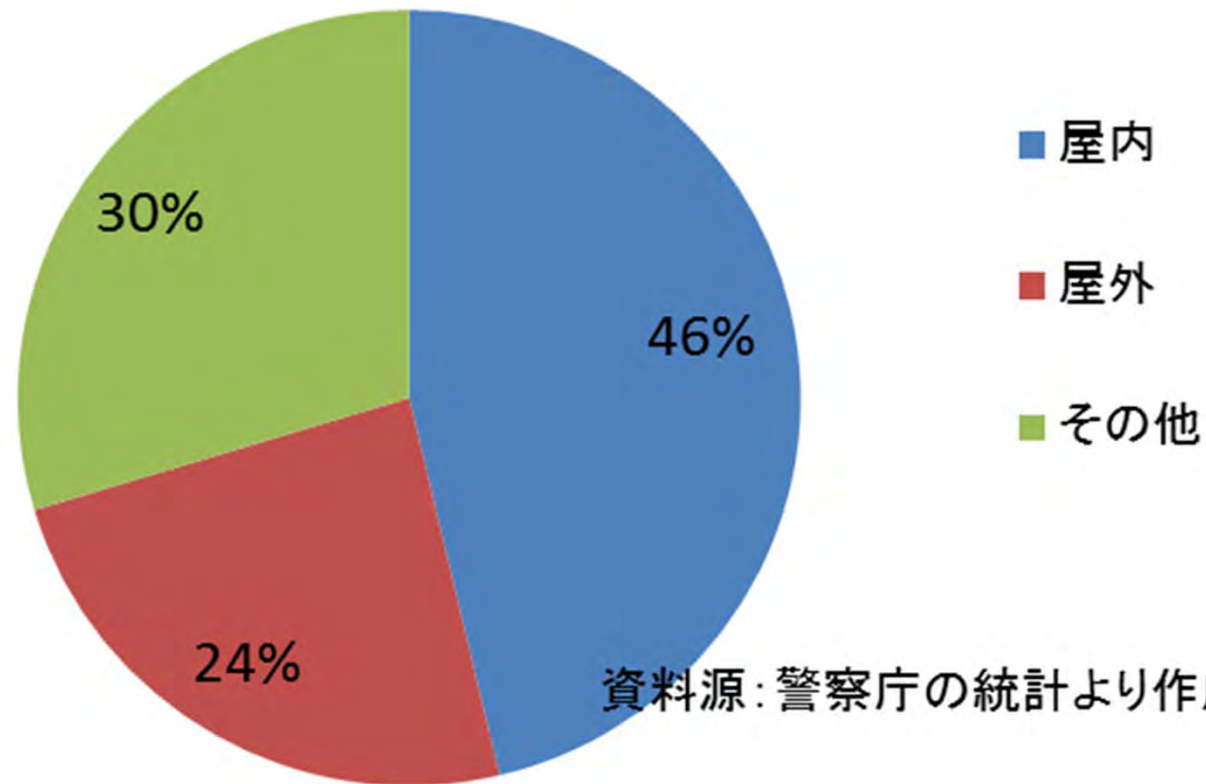
誰から 犯罪白書



どこで

犯罪白書

強姦のあった場所



面識あり	87.7%
見知らぬ人	11.5%

警察に届けなかった人のうち

面識あり	67.3%
親族等	13.1%

性暴力被害研究会1996年データ

内閣府データ資料⑪

法定刑は引き上げるべきか？

- フランス、イギリスのように上限のみを設定
 - イギリス 裁量的終身刑
 - フランス 20年以下の拘禁刑
- ドイツ 刑法に性的自己決定権という独立した章を設置

構成要件の見直しの方向性

諸外国の強姦罪の認知件数

2004年

フランス	10506	件
イギリス	12903	件
ドイツ	6000	件台
日本	2176	件

認知件数はなぜ増えたか

- フランス

性犯罪を警察に届けやすい環境の整備
女性の権利意識の変化

- イギリス

法改正によって犯罪行為の整理

- ドイツ

1990年半ばからの度重なる法改正
処罰範囲の拡大、法定刑の引き上げ

法改正のポイント

- 強姦の定義の見直し
- 児童、弱者の保護
- 職業上の権限を有する者がその権限を濫用することによって行った行為、相手が顔見知りのケースのように、一見暴力も脅迫もない場合をどうするか

規定の仕方の共通点

- 類型化
- 細分化
- 加重規定

暴行・脅迫について

- 供述の信用性の判断
- 暴行脅迫の有無＝合意の有無の推定
- 経験則によって判断される

⇒ 最判平23・7・25

保護法益＝行動の自由

通説・判例

保護法益＝性的自己決定権

→「意に反したこと」が必要

これが明確に立証できないと、疑わしきは被告人の利益にのものと自由侵害がないとして不処罰に

∴ 行動の自由、拒否する自由を奪われた状態での侵害と捉えるべき

保護法益は性的安全

- 性そのものが保護法益
- 生命、身体、自由、私生活の平穩、財産と並ぶ独立の保護法益として性をとらえる

非親告罪化

親告罪とは...

告訴がなければ公訴を提起できない

犯罪による被害の申告=被害届

+

加害者の処罰を求める意思表示

親告罪の類型

1. 被害が比較的軽微

過失傷害(§ 209) 器物損壊罪(§ 259)等

2. 被害者と加害者が親族関係

窃盗罪(§ 235)詐欺罪(§ 246)背任 (§ 247)

恐喝罪(§ 249)横領罪(§ 252~254)等

3. 事件が公になると被害者に不利益が生じる おそれ

名誉毀損罪(§ 230)、強姦罪(§ 177)

強制わいせつ罪(§ 176) 等

「個人の身体及び人格を侵害する暴力的犯罪たる色彩を帯びているものであり、特にこれが輪姦的形態において犯される場合にはその暴力的犯罪としての凶悪性が著しく強度であり、もはやその訴追を被害者の利益のみによって左右することは適当でないと考えられ、一方被害者において内心その処罰を望んでいても犯人による報復を恐れて告訴することを躊躇し、あるいは告訴の取り消しを余儀なくされ、いわゆる泣き寝入りとなる場合も多いと考えられる」

河合 法曹時報10巻5号 691頁

性犯罪はすべて親告罪か？

- ・同じ性犯罪でありながら、強姦致死傷、集団強姦は親告罪でない

なぜ？

犯罪が凶悪

被害が大

公益

>

被害者の意思

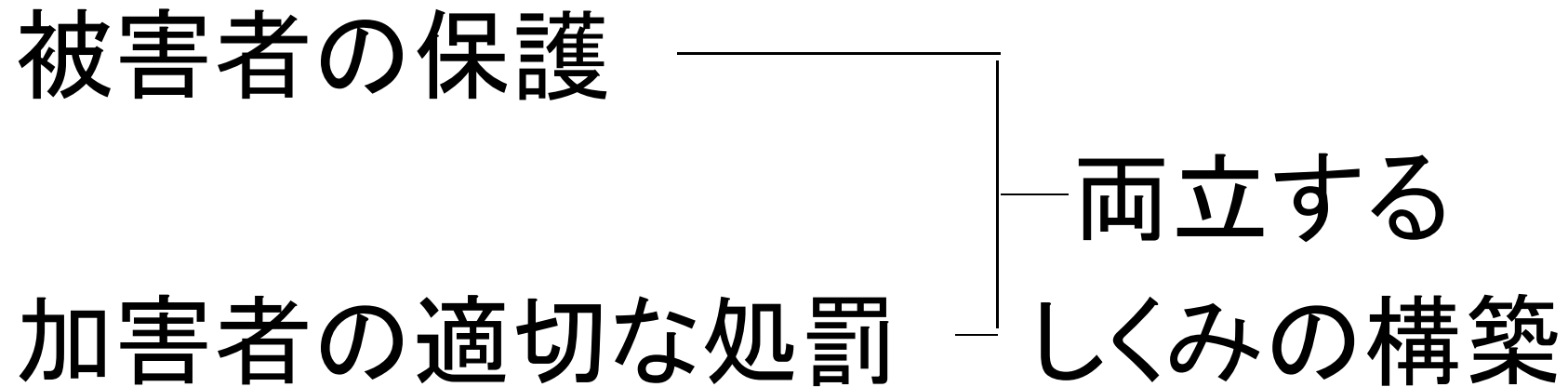


被害者に対する過大な負担やプライバシー侵害の危険性は？

なぜ親告罪であると問題なのか

1. 被害者に対して告訴の取り消しが要求される可能性がある
2. 被害者に告訴をしないという選択肢を与えることにより、刑事手続きの抱える問題点が潜在化してしまう
3. 性犯罪が潜在化してしまう

なぜ被害者が我慢しなければならないのか



性交同意年齢

強制わいせつ・強姦罪

被害者が13歳未満の場合、その手段を問わず、同意があっても処罰する規定

→性的行為の意味を理解することが不可能・困難、判断能力を欠いているので性的自己決定は認められず、また全面的に禁止しても、肉体的精神的弊害はなく、むしろ性行為のネガティブな影響が強く残るおそれがある

親等子どもを保護すべき者からの 性行為の加重処罰

児童虐待防止法

児童虐待の定義あるが罰則規定なし

親等からの被害の実態

資料⑬⑭